

答 申 書

(答申第23号)

平成12年1月12日

1 審査会の結論

社会福祉法人〇〇〇〇〇に係る道の運営指導結果講評調書のうち、次の(1)の部分を非開示としたことは妥当であるが、(2)の部分については開示すべきである。

- (1) ア 平成7年度の運営指導結果講評調書に「参考」として記録されている部分のうち、非開示とした4行のうちの後半の2行の部分
イ 平成10年度の運営指導結果講評調書の「2 監事の選任について」の具体的事項欄に記録されている部分（注を除く。）
- (2) ア 平成6年度の運営指導結果講評調書に「参考」として記録されている部分
イ 平成7年度の運営指導結果講評調書に「参考」として記録されている部分のうち、非開示とした4行のうちの前半の2行の部分

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

(省略)

3 審査会の判断

- (1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について
本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書（以下「本件公文書」という。）は、社会福祉事業法等に基づき、社会福祉法人〇〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）及び本件法人が運営する社会福祉施設（以下「本件施設」という。）に対して道が平成6年度、7年度、9年度及び10年度に行った運営指導の結果について、道が定めた事務処理の手引き（平成8年度以前にあっては「社会福祉法人、社会福祉施設指導監査実施の事務手順」と題するもの、平成9年度以降にあっては「社会福祉法人及び社会福祉施設運営指導の実施方法」と題するもの）に基づき取りまとめた次の文書並びに本件法人に対して道が平成8年度に行った書面審査の実施結果を取りまとめて作成した通知文書である。
ア 平成6年度の運営指導結果講評調書（以下「平成6年度調書」という。）
イ 平成7年度の運営指導結果講評調書（以下「平成7年度調書」という。）
ウ 平成9年度の運営指導結果講評調書
エ 平成10年度の運営指導結果講評調書（以下「平成10年度調書」という。）
- (2) 本件諮問事案における審議について
北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件公文書の一部が、北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号又は第2号に規定する非開示情報に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）をしており、異議申立人がそのうち、条例第10条第1項第2号に規定する非開示情報（以下「2号情報」という。）に該当するとして非開示とした1の(1)及び(2)の部分のみの取消しを求めていることから、本件処分のうち当該部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。
- (3) 2号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第2号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 異議申立人は、本件法人はその運営費が100%税によって補われている公益法人であるから、2号情報が適用されるべき法人ではない、また、仮に適用されるとしてもその経営内容が公開されるべき法人である旨主張する。

しかしながら、本件法人の運営費が税金で賄われているか否かはともかくとして、条例第10条第1項第2号に規定する法人については、国及び地方公共団体を除き条例上特別の限定はないことからすれば、本件法人がこれに含まれることは明らかである。

したがって、この点に関する異議申立人の主張は失当である。

ウ 平成6年度調書について

平成6年度調書には、「参考」として本件法人に関係する任意の団体（以下「本件団体」という。）に関する情報が記録されており、実施機関は、この情報が本件法人及び本件団体の社会的信用に関わるものであるとともに、事実関係が不確かな情報であるため、これを開示すると、第三者の誤解を招くおそれがあり、本件法人及び本件団体の社会的評価、社会的活動の自由が不当に損なわれる旨主張する。

しかしながら、この情報に関連する内容については既に新聞で報道され公になっており、また、記録されている内容からすれば、これを開示しても本件法人及び本件団体の社会的評価、社会的活動の自由が不当に損なわれるとまではいえないと考えられる。

したがって、平成6年度調書に「参考」として記録されている部分については、2号情報に該当しないと判断する。

エ 平成7年度調書について

平成7年度調書に「参考」として記録されている部分のうち実施機関が非開示とした4行の部分には、本件施設に勤務する職員（以下「本件施設職員」という。）の資質及び能力に関する評価が記録されている。実施機関は、この非開示とした部分の内容は本件施設職員の社会的信用に関わるものであり、この情報が開示されると、本件施設の入所者や第三者の誤解を招くおそれがあり、ひいては本件法人の事業運営上の地位が不当に損なわれる旨主張する。

しかしながら、当該非開示とした4行の部分のうち前半の2行については、既に開示されているその直前に記録されている部分と同様の内容であり、また、他の講評調書において職員研修に関する事項が口頭指示事項になっており、これが開示されていることからすれば、当該部分を開示しても本件法人の事業運営上の地位が不当に損なわれるとまではいえないと考える。

一方、当該非開示とした4行の部分のうち後半の2行については、その記録内容から判断すると、開示することにより、本件施設職員ひいては本件施設そのものに対する不信感を招くおそれがあると考えられ、また、新聞により本件法人と地域住民との間に本件施設の運営をめぐる問題が生じていることが報道されていることを考慮すると、開示することにより、本件法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認め

られる。

したがって、当該非開示とした4行の部分のうち後半の2行については2号情報に該当するが、前半の2行については2号情報に該当しないと判断する。

オ 平成10年度調書について

平成10年度調書の「2 監事の選任について」の具体的事項欄に記録されている部分（注を除く。以下同じ。）には、本件法人の資金借入に係る民間金融機関との経済取引に関する情報が記録されている。本件法人の資金借入に係る民間金融機関との取引情報については、本件法人の事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であって、開示することにより、取引相手との信頼関係が損なわれるおそれがあり、経済取引における社会的信用を失うことは本件法人の財務の管理運営に支障が生ずることにつながることから、本件法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められる。

したがって、平成10年度調書の「2 監事の選任について」の具体的事項欄に記録されている部分については、2号情報に該当すると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成11年 8 月 20 日	○ 諮問書の受理 ○ 実施機関からの関係資料の提出
平成11年 9 月 2 日 (第16回 審査会)	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を審査会第一部会に付託
平成11年 9 月 8 日 (審査会第一部会)	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成11年 9 月 27 日 (審査会第一部会)	○ 異議申立人による意見陳述 ○ 審議
平成11年 10 月 18 日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年 12 月 17 日 (審査会第一部会)	○ 審議
平成11年 12 月 27 日	○ 答申案審議

(第20回 審査会)	
平成12年 1 月12日	○ 答申